

2020年2月2日

### \*米韓 FTA からみる TPP の条約内容（「非関税障壁」）

\*TPP の条約の詳細は公開されていない。しかし韓米 FTA に類似した条約になることは間違いない。「米国は韓国との F T A の中に含まれる契約以上のことを日本に求める」（通商代表部・マランティス）と宣言しているので、米韓 FTA の主な内容を見てみると次の通り。

#### （1）24 項目の協定書

韓米 F T A の協定分は、全部で 24 の章。

1 「規定と定義」、2 「商品に対する内国民待遇、おとび市場アクセス」、3 「農業」、4 「戦時及び衣料」、5 「医薬品および医療機器」、

6 「原産地規則・原産手続」、7 「税関行政および貿易円滑化」、

8 「衛生植物検疫措置」、9 「貿易に関する技術障壁」、10 「貿易規則」、11 「投資」、12 「越境サービス貿易」、13 「金融サービス」、14 「通信」、

15 「電子商取引」、16 「競争関連事案」、17 「政府調達」、18 「知的財産権」、19 「労働」、20 「県境」、21 「透明性」、22 「総則規則・紛争解決」、23 「例外」、24 「最終条項」（協定の付属書、付録等）。

\*24 項目のなかに、相手国を「米国の植民地へ追いやるトラップ（悪魔の罠）がふんだんに散りばめられており、しかも、専門家でも意味不明の難解な言葉で表現されている」「こうした項目が“悪魔の罠”と言われるのは、各条項のなかに、正々堂々と他国に侵略し、その国のあらゆる資産を奪い取ることが認められるように、巧みに誘導する表現になっているからである」（『TPP すぐそこに迫る亡国の罠』郭陽春著、三交社）。

#### （2）非関税条約—米韓 FTA にみられる不平等条項（日米 TPP にも必ず入る）

##### ① IS D 条項（Investor State Dispute Settlement）

日本語では「投資家対国家紛争解決条項」、韓国では「POISON（毒素）条項」と呼ばれ、FTA の最大の問題点。

この内容は「米国の投資家（企業、個人）が進出先の韓国で不当な扱いを受け、当初期待した利益が上らなかったと判断すれば、韓国政府を訴えて、当初見込まれた利益を賠償させることが出来る」という条項。

この条項は 1994 年に米国・カナダ・メキシコ三国間で締結された NAFTA（北米自由貿易協定）で設けられた条項であり、46 件も発動されており、このうち、米国政府が訴えられたのはわずか 15 件で敗訴はゼロ、逆にアメリカ企業がカナダとメキシコの両政府を訴えたケースは 36 件もあり、米国企業が賠償金を得たのは 6 件、請求棄却はわずか 6 件に過ぎず、米国企業が敗訴することはありえない極めて不平等な条項。

\* 日本が TPP に参加すれば、日本にある保護主義的政策、社会福祉的政策（例えば、国民皆保険、年金などの政府系機関が関連、公共団体が行う福祉事業等）が多い日本の法規が米国の投資に損害を与えていると言って、日本政府が頻繁に提訴されよう。

\* この時に訴訟を裁く裁判所は、世界銀行の傘下にある国際投資紛争解決センターであり、世界銀行の総裁は 1946 年に設立されて以来、今日まで米国人です。その人が任命する裁判員が ISD 条項違反の可否を決定するのであるから、日本側に公平な判決が下ることは到底期待できない。

## ② ラチェット(Ratchet)条項（元へは戻れない）

ラチェット（Ratchet）とは「歯止め措置」の意味であって、「一旦決めた約束は、後でどのようなことが発生しても、その条件を変更できない」という内容。

この条項は第 11 章「投資」、第 12 章「越境サービス貿易」、第 13 章「金融サービス」に組み入れられており、銀行、保険、法務、特許、会計、電力、ガス、宅配、電気通信、建設サービス、流通、高等教育、医療機器、高級輸送などの多方面にわたっております。とくにこの条項が組みこまれている章は、米国がとくに狙っている金融、医療、社会的インフラ基盤を中心に、経済社会基盤の全般に係る分野です。米国は TPP で決めたことが永久に変えられないようにして、すでに韓国を締め付けているのです。

## ③ スナップバック(Snapback)条項（アメリカだけは手の平を返せる）

スナップバックというのは、「手の平を返す」という意味であり、ラチェット条項によって、韓米 FTA は条項を変更できないのに、こ

の条項によって、米国だけが一方的に条項や関税を変えられるという内容。

**\*公共の利益よりも企業利益が優先（米国の憲法が適用される）**

米韓FTAでは、「私有財産は公共の財産よりも上にある」と規定された。この根拠は、米国の憲法条文に「私有財産は正当な補償なしに公用に接収してはならない」と規定されており、その趣旨がそのままFTAの条文になっている。この規定では、米国人が韓国で得た利益と財産は、たとえ韓国の公共の利益を侵害しても、優先して保護されると明記された。

「4」日米FTAが落としどころか？

**\*米国が TPP を組成する真の目的は「日本から富を奪うこと」である。TPP**

がすべての加盟国で批准される可能性はかなり低い。そうなると、最終的な落としどころは日米FTAではないか。だから、安倍首相がすべてのカードを切って対米迎合政策に走っているのではないか？

以上